

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和4年10月5日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

國民年金關係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2200097 号
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第 2200010 号

第1 結論

平成6年*月から同年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 49 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成6年*月から同年5月まで

私が20歳の時に母親がA町役場で私の国民年金の加入手続を行い、年金手帳が交付された。その後厚生年金保険に加入した際に新たに年金手帳が交付されたため、基礎年金番号になる前までは年金手帳を2冊所持していた。母親が請求期間の国民年金保険料を納付書により納付していたが、記録がないので調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、母親がA町役場で国民年金の加入手続を行った際に年金手帳が交付され、当該手帳は氏名が訂正されていた記憶がある旨主張しているところ、A町は、請求者の国民年金加入記録について、平成15年2月11日資格取得、平成17年1月7日資格喪失の記録は確認できるものの、請求者が現在所持している年金手帳に記載されている基礎年金番号(*)以外の国民年金記号番号並びに請求期間における国民年金の加入記録及び納付記録は確認できない旨回答していることから、請求者が主張する上記の年金手帳が請求期間に交付されたことを確認することができない。

また、社会保険オンラインシステムにより類似の氏名を含む氏名検索を行ったが、請求者に国民年金記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間となっている。

さらに、請求者は自身の国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする請求者の母親は既に亡くなっていることから、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付について確認することができない。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。